

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立いずみの森義務教育学校
校 長 名 中 嶋 富 美 代 印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

日本国憲法に基づく人権尊重の精神を基調として、心身ともに健康で、知性と感性に富み、生涯を通じて主体的に学び続け、国際社会に貢献できる人間性豊かな児童・生徒の基本的資質の基礎を養うため、教育目標を定め、本校の教育活動の基本とする。

(1) 学校の教育目標

義務教育の目的である「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」ことを踏まえ、児童・生徒が自信をもって社会に出られるようにすることが重要であると捉え、重点目標を「共生」とする。

○創造<よく考え、学び続ける人> ◎共生<思いやりがあり助け合う人> ○健康<健康でたくましい人>

(2) 特別支援学級の教育目標

障害による学習上又は生活上の困難へ立ち向かい、豊かに生きることのできる心身の丈夫な児童・生徒を育てる。

ア 一人ひとりの発達段階に応じた基本的生活習慣及び学習内容を身に付けることができるようにする。

イ 集団生活に必要なコミュニケーション能力や社会性、豊かな心を育む。

ウ 心身ともに健康で、さまざまな場面において積極的に取り組もうとする意欲を育てる。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成（よく考え、学び続ける児童・生徒 <「知の創造」の実現>）

① 教材教具を工夫し、体験の場を多く設定することで、自己肯定感を育て、すすんで学習する態度を身に付ける。

② 学校と家庭との連携を密にし、児童・生徒の発達段階や障害の特性を的確に把握し、基本的な学習・生活習慣を確立する。

○イ 豊かな心の育成（思いやりがあり、助け合う児童・生徒 <「人・自然・文化の共生」の実現>）

① 互いに学び合い認め合う中で、思いやりのある豊かな心を育てるとともに社会性を育む。

② 家庭や地域の中で自立性や社会性を育むための一人ひとりの課題を明確にし、社会生活を営む上で必要となる規範意識の基礎を育成する。

ウ 健やかな体の育成（健康で、たくましい児童・生徒 <「健康・鍛錬・耐性」の実現>）

心身の健康を保ち忍耐強く行動ができる児童・生徒の育成を、学校の教育活動全体を通して行う。

エ 不登校児童・生徒への支援

全ての児童・生徒に社会で生きていく力を身に付けさせるため、組織的に魅力ある学校づくりに取り組む。また、登校支援が必要な児童・生徒については、定期的な状況把握を行うとともに、家庭・地域・関係機関と密に連携し、将来の就労を見据えて適切な方法で支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

安心して過ごせる学級づくりを行うために、学校いじめ対策委員会を要とした組織的な対応を徹底して行い、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画(令和5年3月)に基づき、一人ひとりの特性に応じた指導をすることで、意欲的かつ適切に他者や社会と関わることのできる児童・生徒を育成する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実

本校は義務教育学校であることから、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像及び取組方針は、本校の教育目標を達成するための基本方針（上記ア、イ、ウ）に示すとおりとする。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 主体的・対話的で深い学びの視点を重視しながら、日常生活と密着した学習課題を設定し、体験的な活動を充実させた学習をすすめる中で、将来の自立に必要な知識及び技能を身に付けさせる。
- ② 各教科等において「伝え合う活動」や「考えや振り返りを言語化する活動」を充実させ、言語能力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ③ 児童・生徒の発達段階や特性に応じ、グループ編成を工夫するなどして、個に応じた学習をすすめ、個別の課題を解決する力を身に付けることができるようにする。
- ④ 体育科・保健体育科をはじめとする学校生活全体を通して、基礎体力と運動能力の向上を図るとともに、自らの食事や衛生・体調等に関心をもたせ、生涯を通じて健康的に生活するための基礎を養う。
- ⑤ 1人1台の学習用端末を、児童・生徒の実態に応じて活用し、興味・関心を高め課題解決のための手段とする。

イ 総合的な学習の時間

- ① 全体のテーマを「SDGsの視点を踏まえた『自立と共生』」として、児童・生徒の興味・関心に基づく課題を取り上げるとともに、校内の畑やビオトープ等も活用しながら、グループ学習等、学習形態を工夫し、探究的な学習活動を展開する。
- ② 住んでいる地域や日本遺産等についての学習を通して、自分たちが住む八王子をより深く理解し、地域への愛情を育む。

ウ 特別活動

- ① 学級内の係活動や当番活動を通して、集団の中の一人としての自覚をもち、責任感をもって友だちと協力して活動する態度を育てる。
- ② 学校・学年行事では、目標や役割を明確にすることにより、意欲的に活動する児童・生徒を育てるとともに、通常の学級の児童・生徒との相互理解を図り、社会性を伸長する。
- ③ 近隣及び市内の特別支援学級との体育的・文化的連合行事を通じた交流を深め、人間関係を広げる。
- ④ 前期課程・後期課程のそれぞれに宿泊学習を設定し、基本的な生活習慣の確立をめざすとともに、生活経験を広げ、自主的・実践的な活動を通して、公共心・公德心、社会性を養う。

エ 自立活動

- ① あいさつ、返事、言葉遣い、身だしなみ等、社会生活を営む上で必要となる知識や技能が身に付くよう、教育活動全体を通し繰り返し指導する。
- ② 作業的課題を意図的・計画的に取り入れ、集中力や持続力を養う。
- ③ 言葉によるコミュニケーションの能力を育て、豊かな人間関係を築く基礎とする。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ア 道徳教育全体計画及び別葉を基にした学校の教育活動全体の中で、人とのふれあいの大切さを理解させ、物事の善悪に対する正しい判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- イ 身近な事例も取り入れつつ、「自他の生命を尊重する態度の育成（生命の尊さ）」を重点とし、自己の障害受容も含めた命の大切さを意識させ、自信をもって社会の中で活躍できる素地を養う。
- ウ 道徳授業地区公開講座のさらなる内容の充実を図るとともに、授業参観や意見交換会を契機として、家庭・地域と学校が一体となった道徳教育をすすめていく。

(3) キャリア教育

- ア 「『自立と共生』地域の中で幸せに生きる力を育む」をテーマとして、「異学年のつながり」「地域・社会のつながり」を基盤に、以下4点を柱として取り組み、社会の形成者として、他者とともに幸せに生きる力を育成する。
 - ① 異学年交流等を通して、児童・生徒が上学年の姿を手本とする機会を増やし、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」等も活用しながら、自己のキャリアについて考え、進路選択や将来の就労に必要な力を身に付けさせる。
 - ② 節目となる学校行事（大運動会、フェスティバル、Ⅰ期・Ⅱ期修了の会、入学式、卒業式）を通して、児童・生徒がこれまでの成長を振り返るとともに自己理解を深める機会とする。
 - ③ 学校運営協議会・いずみの森協働本部・青少年対策地区委員会・PTA本部等、地域との連携を一層深め、社会に開かれた学校として、積極的に地域の教育資源を教材化して授業に取り入れることで、児童・生徒に郷土を愛する心情を醸成する。
 - ④ 地域や外部機関と連携したり、卒業生を招いて話を聞いたりするなど、将来の就労に向けて意欲や関心を高める機会を多く設定し、具体的な将来の姿に希望をもち、必要となる力を前向きな気持ちで身に付けられるようにする。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 将来の自立へ向け、基本的な生活習慣や正しい言葉遣いを身に付けさせ、自己実現を図る能力や実践力を育てる。
- ② 教育活動全体を通じて児童・生徒一人ひとりの個性が尊重され、児童・生徒一人ひとりが安全で安心して過ごすことができるようにする。具体的には、他者の人格や人権を否定する言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではないことを学校全体で指導する。
- ③ 児童・生徒会が中心となり改正した「生活のきまり」について、振り返る機会を設ける。
- ④ 避難訓練、安全指導、セーフティ教室、情報モラル教育、保健指導、食育に関する指導の充実を図り、児童・生徒が自己の安全・健康を守ることができるようにする。
- ⑤ 八王子市教育委員会「生命(いのち)の安全教育」を参考に、児童・生徒が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、発達や年齢に応じた指導を通し、成長への喜びや望ましい人間関係の基礎を育む。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週開催する学校いじめ対策委員会において、いじめやいじめの疑いのある事案についての対応方針等を迅速かつ組織的に決定するなど、いじめの早期発見・早期解決・記録の徹底に努める。
- ② いじめを未然に防ぐために、いじめを許さない心理的安全性のある学校風土を醸成する。また、多くの教職員が所属している本校の特色を活かし、児童・生徒がいつでも誰でも相談しやすい環境を整え、スクールカウンセラーと連携しながら一人ひとりに応じた心のケアをすすめる。
- ③ 6月に実施する「八王子市いのちの大切さを共に考える日」では、SOSの出し方に関する教育を中心に、生命の尊さと心身の健康に関する意識を一層高める取組を行う。

ウ 不登校児童・生徒への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心に、不登校対応巡回教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童・生徒や保護者の支援ニーズを把握する。その上で、保護者や関係機関と連携して、将来の就労を見据えて適切な方法で支援を行う。
- ② 「個票システム」を活用した児童・生徒の状況把握を継続的に行う。また、児童・生徒一人ひとりが活躍し、互いを認め合える教育活動をさらに充実させ、魅力ある学校づくりをすすめる。

(5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

一人ひとりの習熟度や発達段階に応じて、「はちおうじっ子ミニマム」等を活用しながら、社会生活を営む上で必要とされる基礎的・基本的な内容について定着を図る。

(6) 特色ある教育活動・その他配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 通常の学級との交流学級を設定し、本人及び保護者の希望や学習の定着の程度に応じ、各教科、学校行事等、指導上適切と考えられる場面で、交流及び共同学習を実施する。
- ② 家庭や地域及び関係機関・都立特別支援学校との連携をする中で、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画も活用しながら、指導の充実を図る。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）合同校外学習やマラソン大会等、前期・後期のさまざまな交流活動のさらなる充実を図る。
- （取組2）前期・後期が同じ「7組」として、日常的に情報の共有を行い指導に当たる。
- （取組3）わくわくワークの際の公園清掃や地域の郵便局・スーパー等への買い物学習等、地域の方とのふれあいを通して、地域への愛着を深める。

ウ その他

- ① 八王子市教育委員会が示す「情報活用能力系統表」を参考に、実態や発達段階に応じて、ICT機器を活用したり情報モラル教育の充実を図ったりする中で、卒業後も安全・適切にICT機器を操作できる素地を養う。
- ② 「コミュニティ・カレンダー」を全家庭へ配布するとともに、地域と協働で取り組む行事や諸活動への参加を積極的に促し、参加者の把握や活躍のようすを確認し、認め・励ます。
- ③ 八王子市の部活動改革がめざす方向性を踏まえた本校における今後の部活動改革ロードマップに基づき、地域・保護者との対話を進めながら改革を確実にすすめていく。

4 授業日数及び授業時数の配当

(1) 学年別年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	18	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	17	206
2	18	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	17	206
3	18	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	17	206
4	18	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	17	206
5	18	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	17	206
6	19	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	17	207
7	18	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	18	207
8	18	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	18	207
9	19	19	21	18	1	19	21	19	19	16	18	15	205
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・4月6日(月)の開校記念日は、授業日とする。 ・4月7日(火)の入学式の参列は、第6学年・9学年のみとする。 第2学年・第3学年・第4学年・第5学年・第7学年・第8学年は1日を減じる。 ・夏季休業日は、7月26日(日)から8月30日(日)までとする。 ・都民の日、10月1日(木)は授業日とする。 ・3月19日(金)の卒業式の参列は、第7・8学年のみとする。 第1学年から第6学年は1日を減じる。 ・第9学年は、3月19日(水)を卒業式とするため、3月は3日を減じる。 ・振替休業日をとらない土曜授業は、4月25日、7月25日、1月16日に行う。(学校公開を含む) 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (前期課程第1学年から第6学年)

①各教科

区 分	学 年							
	1	2	3	4	5	6		
各 教 科	国 語	0	0	0	0	0	0	
	社 会	0	0	0	0	0	0	
	算 数	0	0	0	0	0	0	
	理 科	0	0	0	0	0	0	
	生 活	0	0	0	0	0	0	
	音 楽	0	0	0	0	0	0	
	図 画 工 作	0	0	0	0	0	0	
	家 庭 科	0	0	0	0	0	0	
	体 育	0	0	0	0	0	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		
知的障害者である児童に対する 教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容						
	生活	0	0	0	0	0	0	
	国 語	聞く、話す、書く、読むなど	180	200	200	200	200	200
	算 数	色や形、数、計算、時計、お金など	125	130	130	130	130	130
	音 楽	歌唱、楽器、リトミック、鑑賞など	65	70	70	70	70	70
	図画工作	絵画、工作、粘土など	70	70	70	70	70	70
	体 育	基本の運動、体づくり運動、器械運動など	130	140	140	140	140	140
小計		570	610	610	610	610	610	

②道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領 域	内容	学年					
		1	2	3	4	5	6
道 徳	挨拶、思いやりの心、善悪の判断、友達と仲良くなど	34	35	35	35	35	35
外国語活動	国際理解、アルファベット、あいさつなど			5	5	15	15
総合的な学習の時間	地域の自然探検、国際理解など			30	35	35	35
特別活動	学級の係やいろいろな行事の内容や役割についての話し合いなど	34	35	35	35	35	35
自立活動	健康の保持、心理的な安定、コミュニケーションなど	0	0	0	0	0	0
小 計		68	70	105	110	120	120

③領域・教科を合わせた指導

指導の形態	内容	学年					
		1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	朝の会、基本的な生活習慣、係活動の仕事、食育など	110	110	110	110	110	110
遊びの指導	遊びへの興味・関心の拡大や持続、仲間とのかわり方など	0	0				
生活単元学習	作業学習、校外学習、調理実習、買い物学習、栽培活動、季節の行事、英語活動など	102	120	155	185	175	175
小 計		212	230	265	295	285	285

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年		1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数		850	910	980	1015	1015	1015
備 考	<p>ア ・1単位時間は45分とする。</p> <p>イ ・第5・6学年の委員会活動の1単位時間は50分とし、年間11回実施する。</p> <p>ウ ・クラブ活動の1単位時間は、60分とし15回実施する。(計20回分)</p> <p>各教科等の授業時数の確保に関する手だて(必要に応じて【学年区分】等で示す。)</p> <p>・「短い時間を活用した教科指導」を活用することで、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付ける。(国語 20分×144回 15分×6回)</p> <p>・全学年 5月30日(土) いづみの森大運動会の実施のため、1時間増加。</p> <p>・第5・6学年 11月30日(月)5年生校外学習、6年日光移動教室9月28日(月)実施のため1時間増加</p> <p>・第3学年 2月17・24日(水)にクラブ見学・発表の実施ため、各1時間増加。</p>						

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（後期課程第7学年から第9学年）

①各教科

区 分		学 年			
		7	8	9	
各 教 科	国 語	0	0	0	
	社 会	0	0	0	
	数 学	0	0	0	
	理 科	0	0	0	
	音 楽	0	0	0	
	美 術	0	0	0	
	保 健 体 育	0	0	0	
	技 術 ・ 家 庭	0	0	0	
	外 国 語 （ 英 語 ）	0	0	0	
教科名		内 容			
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	国 語	行事ごとの作文指導やその発表、漢字学習	175	175	175
	社 会	日本の地理や歴史上の人物・産物などの学習	35	35	35
	数 学	基本的な四則計算や金銭・時間の学習	105	105	105
	理 科	身のまわりの出来事を知る・実験、観察及び製作	35	35	35
	音 楽	合唱や合奏指導・音楽鑑賞・リズム遊び	70	70	70
	美 術	絵画・彫刻・工芸・鑑賞	70	70	70
	保健体育	集団行動・持久走・球技・水泳・器械体操・武道	140	140	140
	職業・家庭	木工加工・情報基礎・刺し子・調理実習	105	105	105
	外国語(英語)	ローマ字・身の回りや生活の中の英語、英会話	35	35	35
小 計			770	770	770

②道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	7	8	9
道徳	集団生活や社会生活での善悪の判断やルールを学ぶ		35	35	35
総合的な学習の時間	健康（運動等）食育（食生活等） 職業（職場について）進路（高等部について） 防災学習、校外学習などの調べ学習、まとめ学習、 班行動など。		70 (16)	70 (16)	70 (16)
特別活動	行事の計画、反省等を含めた学級での話し 合いや、係・委員会活動等		35	35	35
自立活動	教育活動全体を通して、生徒各自の課題に 応じて指導する。人との関わり合いの中で 協調性や、自主性を育成する。		0	0	0
小計			140(16)	140(16)	140(16)

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	7	8	9
日常生活の指導			0	0	0
生活単元学習	宿泊学習・校外学習・多摩特研行事の取り組み、日 本の伝統文化の理解。礼儀、清掃活動。		105	105	105
作業学習			0	0	0
小計			105	105	105

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年	7	8	9
年間総授業時数	1015 (16)	1015 (16)	1015 (16)
備考	<p>ア 1単位時間は50分とする。</p> <p>イ 自立活動については、保健体育、校外学習の行事及び日常生活全般において指導する。</p> <p>ウ 日常生活の指導は、日常生活の流れの中、及び宿泊学習で指導する。</p> <p>エ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて（必要に応じて【学年区分】等で示す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短い時間を活用した教科等指導（国語）1回20分（不定期月曜日） 第7～9学年 合計12.5回 計5時間 ・不定期月曜日に6時間授業を実施 第7・8・9学年 4月13日、5月25日、6月8日、6月29日、7月6日、9月28日、10月5日、11月9日、 12月21日、1月25日 計10時間 ・全学年 5月30日（土）いずみの森大運動会の実施のため、1時間増加 ・第8学年 2月10日（水）修学旅行実施のため、2時間増加 ・第9学年 9月9日（水）9年生職場体験のため、2時間増加 <p>オ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容</p> <p>○総合的な学習の時間（学習用端末等を用いて課題に取り組み、課題を提出） 第7学年から第9学年「職業に関する学習・進路に関する学習・校外学習・宿泊学習に関する事前学習」 16時間</p>		

4 学校行事

月 曜 日	4			5			6					
	曜	I 期	II 期	III 期	曜	I 期	II 期	III 期	曜	I 期	II 期	III 期
1	水				金				月	振替休業日	振替休業日	振替休業日
2	木				土				火			
3	金				日	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日	水			
4	土				月	みどりの日	みどりの日	みどりの日	木	安全指導	安全指導	安全指導
5	日	春季休業日終	春季休業日終	春季休業日終	火	こどもの日	こどもの日	こどもの日	金			
6	月	開校記念日 始業式	開校記念日 始業式	開校記念日 始業式	水	振替休日	振替休日	振替休日	土			
7	火	入学式 (1)	入学式 (6)	入学式 (9)	木				日			
8	水	定期健康診 断始	定期健康診 断始	定期健康診 断始	金	安全指導	安全指導	安全指導	月	避難訓練	避難訓練	避難訓練
9	木				土				火	水泳指導始	水泳指導始 (6)	水泳指導始 (7組)
10	金	安全指導	安全指導	安全指導	日				水			
11	土				月				木			
12	日				火	避難訓練	避難訓練	避難訓練	金			
13	月				水	八王子市学力定着 度調査(4)	八王子市学力定着 度調査(全)	八王子市学力定着 度調査(全)	土			
14	火				木				日			
15	水				金				月	小中一貫教 育の日	小中一貫教 育の日	小中一貫教 育の日
16	木				土				火	いのちの日	いのちの日	いのちの日
17	金	避難訓練	避難訓練	避難訓練	日				水			
18	土				月				木			
19	日				火				金	学校公開 セーフティ教室 (1・2・3)		
20	月				水				土			
21	火				木				日			
22	水				金				月	振替休業日	振替休業日	振替休業日
23	木		全国学力調 査(6)	全国学力調 査(9)	土				火			
24	金				日				水			
25	土	学校公開	学校公開	学校公開	月				木			
26	日				火				金			
27	月				水				土			
28	火				木				日			
29	水	昭和の日	昭和の日	昭和の日	金				月			
30	木				土	いずみの森 大運動会	いずみの森 大運動会	いずみの森 大運動会	火	定期健康診 断終	定期健康診 断終	定期健康診 断終
31	／				日				／			

月 曜 日	7			8			9					
	曜	I 期	II 期	III 期	曜	I 期	II 期	III 期	曜	I 期	II 期	III 期
1	水				土				火	安全指導	安全指導 水泳指導始 (5・7)	安全指導 水泳指導始
2	木				日				水			
3	金				月				木		移動教室始 (5)	
4	土				火				金		移動教室終 (5)	
5	日				水				土			
6	月	学校公開 セーフティ教室 (4)	学校公開 セーフティ教室 (56)		木				日			
7	火	安全指導	安全指導	安全指導	金				月			
8	水	避難訓練	避難訓練	避難訓練	土				火			
9	木				日				水			
10	金				月				木			
11	土				火	山の日	山の日	山の日	金			
12	日				水				土			
13	月				木				日			
14	火				金				月			
15	水				土				火			
16	木		セーフティ 教室 (7)	セーフティ 教室(全)	日				水			薬物乱用防 止教室 (8)
17	金				月				木			
18	土				火				金			
19	日				水				土			
20	月	海の日	海の日	海の日	木				日			
21	火				金				月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
22	水				土				火	国民の休日	国民の休日	国民の休日
23	木				日				水	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	金	水泳指導終	水泳指導終 (6)	水泳指導終 (7組)	月				木			
25	土	終業式	終業式	終業式	火				金			
26	日	夏季休業日 始	夏季休業日 始	夏季休業日 始	水				土			
27	月	保幼小連携 の日	保幼小連携 の日	保幼小連携 の日	木				日		移動教室始 (6)	
28	火				金				月			
29	水				土				火		移動教室終 (6)	
30	木				日	夏季休業日 終	夏季休業日 終	夏季休業日 終	水		振替休業日 (6) 水泳指導終 (5・7)	水泳指導終
31	金				月	始業式 避難訓練 (地域)	始業式 避難訓練 (地域)	始業式 避難訓練 (地域)	/			

月 曜 日	10			11			12					
	曜	I期	II期	III期	曜	I期	II期	III期	曜	I期	II期	III期
1	木	都民の日 安全指導	都民の日 安全指導	都民の日 安全指導	日				火	安全指導	安全指導	安全指導
2	金				月				水			
3	土				火	文化の日	文化の日	文化の日	木			
4	日				水	安全指導	安全指導	安全指導	金			
5	月	避難訓練	避難訓練	避難訓練	木				土			
6	火				金				日			
7	水	小中一貫教育の日	小中一貫教育の日	小中一貫教育の日	土	東京都教育の日	東京都教育の日	東京都教育の日	月			
8	木				日				火			
9	金				月	学校公開	学校公開	学校公開	水	八王子市学力定着度調査(4)	八王子市学力定着度調査(全)	八王子市学力定着度調査(8)
10	土				火	学校公開	学校公開	学校公開	木	避難訓練	避難訓練	避難訓練
11	日				水				金			
12	月	スポーツの日	スポーツの日	スポーツの日	木				土			
13	火				金	遠足(2)			日			
14	水				土				月			
15	木				日				火			
16	金				月				水			
17	土				火				木			
18	日				水				金			
19	月				木	避難訓練	避難訓練	避難訓練	土			
20	火				金				日			
21	水				土				月			
22	木	いずみの森フェスティバル始	いずみの森フェスティバル始	いずみの森フェスティバル始	日				火			
23	金				月	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日	水			
24	土	いずみの森フェスティバル終	いずみの森フェスティバル終	いずみの森フェスティバル終	火				木			
25	日				水				金	終業式	終業式	終業式
26	月	振替休業日	振替休業日	振替休業日	木				土	冬季休業日始	冬季休業日始	冬季休業日始
27	火				金	遠足(1)			日			
28	水				土				月			
29	木				日				火			
30	金				月				水			
31	土				/				木			

月 曜 日	1			2			3					
	曜	I 期	II 期	III 期	曜	I 期	II 期	III 期	曜	I 期	II 期	III 期
1	金	元日	元日	元日	月	安全指導	安全指導	安全指導	月			
2	土				火				火	安全指導	安全指導	安全指導
3	日				水	避難訓練	避難訓練	避難訓練	水			
4	月				木				木	避難訓練	避難訓練	避難訓練
5	火				金				金	学校説明会	学校説明会	学校説明会
6	水				土				土			
7	木	冬季休業日終	冬季休業日終	冬季休業日終	日				日			
8	金	始業式	始業式	始業式	月				月			
9	土				火				火			
10	日				水			修学旅行始 (8)	水			
11	月	成人の日	成人の日	成人の日	木	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日	木			
12	火				金			修学旅行終 (8)	金			
13	水	安全指導	安全指導	安全指導	土				土			
14	木	避難訓練	避難訓練	避難訓練	日				日			
15	金				月		薬物乱用防止教室 (6)	振替休業日 (8)	月			
16	土	学校公開 道徳授業地区公開 講座	学校公開 道徳授業地区公開 講座	学校公開 道徳授業地区公開 講座	火				火			
17	日				水				水			
18	月				木				木			
19	火				金	学校説明会	学校説明会	学校説明会	金		卒業式 (7)	卒業式
20	水				土				土			
21	木				日				日	春分の日	春分の日	春分の日
22	金				月	小中一貫教育の日	小中一貫教育の日	小中一貫教育の日	月	振替休日	振替休日	振替休日
23	土				火	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日	火	I 期修了の会 (4)	II 期修了の会 (7)	
24	日				水				水			
25	月				木				木	修了式	修了式	修了式 (8)
26	火				金				金	春季休業日始	春季休業日始	春季休業日始
27	水				土				土			
28	木				日				日			
29	金				/				月			
30	土				/				火			
31	日				/				水			